

令和6年度観光向け伊勢茶コンテンツ制作及び情報発信業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度観光向け伊勢茶コンテンツ制作及び情報発信業務委託

2 委託業務の目的

消費の減少や販売単価の低迷により、厳しい状況にある県内茶生産者の経営安定に向けては、伊勢茶（※）の消費拡大が不可欠である。しかし、消費が商品の十分な理解によって促されるものであることから、消費者に選ばれる伊勢茶を実現するためには、消費者の伊勢茶に対する理解度の向上が必須となる。

そこで、情報の波及効果が高い観光のシーンを通じて、伊勢茶の味や香りはもちろん、歴史や逸話といった文化的な特長について興味を喚起する魅力的なコンテンツを制作し、広く発信することで、県内外から三重を訪れる消費者の伊勢茶に対する理解を深め、伊勢茶に対する持続的な購買につなげる。

※ 三重県産茶葉を100%使用した緑茶

3 契約条件

(1) 契約期間：契約の日から令和7年3月14日（金）まで

(2) 成果品

1) 業務完了報告書 1部

2) 4 (1) から (3) までで作成した印刷物及び電子データ（版下や写真等の電子データは、電磁的記録媒体（USB等）に収めること。版下データは、PDF形式またはイラストレータ形式によること。）

(3) 成果品の提出期限 令和7年3月14日（金）

4 委託業務の内容

(1) 伊勢茶の特長を知らしめるに適した情報発信コンテンツ（伊勢茶コンテンツ）の制作

・県内外の観光事業者や県内茶業関係者と連携して、味や香りといった特長はもとより、歴史や逸話に触れられる伊勢茶コンテンツを制作すること。

例) ・産地の伊勢茶喫茶で学ぶ伊勢茶の楽しみ方など、動画等で発信するのに適したコンテンツ

・伊勢茶の偉人に縁のある場所をインフルエンサーと巡るなど、SNS等で発信するのに適したコンテンツ

・航空事業者のラウンジでティーバッグ配布や歴史のパネル展示を行うなど新聞等で情報発信するのに適したコンテンツ

・制作するコンテンツは3つ以上とし、そのうち1つ以上は航空事業者と連携して制作すること。

(2) 制作した伊勢茶コンテンツの情報発信

- ・制作した伊勢茶コンテンツについて、自発的な発信に加えて、記事提供や取材受入などを積極的に行い、様々なメディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット配信、情報誌、SNS※など）を活用して、伊勢茶の特長が県内外の消費者に広く周知されるよう情報発信すること。
- ・情報発信においては、1つのコンテンツの複数媒体での発信を含めて、30回以上実施すること。
- ・情報発信に係る内容は、県と事前協議すること。
- ※ 伊勢茶マイボトルキャンペーン公式SNS：
 - ・Instagram : https://www.instagram.com/to_isecha/
 - ・Facebook : <https://www.facebook.com/to.isecha>
 - ・X : https://twitter.com/to_isecha

(3) 観光のシーンで伊勢茶の特長を発信する人材の育成

- ・CA やバスガイド、仲居など、観光客とじかに接する職業向けに伊勢茶の研修を実施すること。
- ※ 研修の実施にあたっては、県と十分協議して実施すること。
- ※ 研修を伊勢茶コンテンツとして発信すれば、情報発信の実績にカウントできるものとする。
- ※ 研修で使用する伊勢茶アメニティなどは受託事業者が用意すること。

5 業務実施上の条件

- (1) 実施内容やPRツールのデザインについては、企画段階において、随時企画案を三重県に提示し、三重県と調整して行うこと。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作権人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）

第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。

(4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うが、必要が認められる場合は、受託者からの請求に基づき前金払をすることができるものとする。

9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による

不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。
- (4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

13 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班
担当：竹内、菅谷
電話：059-224-2543 F A X：059-223-1120
E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp